

新卒保育士就職準備金貸付 よくあるお問い合わせ

No	区分	問	答
1	新卒保育士について	令和7年4月から就職した新卒保育士は対象となるか。	対象外です。本貸付制度の新卒保育士とは下記のとおりです。 ① 令和7年度中（R7.4～R8.3）に養成施設を卒業した者又は卒業見込みである者（ただし、No.3のケースは対象となります。） ② 令和7年度中（R7.4～R8.3）に保育士試験に合格し、保育士証の交付を受けた者又は交付見込みの者
2	新卒保育士について ○科目履修のケース	令和7年3月に保育士の養成施設を卒業したが、単位不足のため、保育士資格の取得ができなかった。令和7年度中に科目履修生として養成施設に通い、令和7年度中に保育士資格が取得できる場合、対象となるか。	対象です。保育士証の指定保育士養成施設卒業の年月日が令和7年度中の方は対象となります。また、申請にあたっては「内定通知書」が必要になります。
3	新卒保育士について ○資格登録日と卒業年度が違うケース	令和7年3月に保育士養成コースを卒業扱いとなり、令和7年4月から幼稚園教諭の資格取得コースなど別コースを履修して令和8年3月に学校を卒業する場合で保育士証の指定保育士養成施設卒業の年月日が「令和7年3月」となる場合、対象となるか。	対象です。 幼稚園教諭免許を取得するために引き続き在学していたことにより、保育士証の指定保育士養成施設卒業の年月日が採用の内定を受けた年度とならなかった方も新卒保育士として認められます。
4	新卒保育士について	新卒保育士の雇用形態に条件はあるか。	雇用形態は問いません。ただし、常勤保育士（以下のいずれかに該当すること）が対象です。 ① 就業規則で定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者 ② 1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者 なお、有期雇用の場合で契約期間が、本制度の返還免除要件である2年または3年を下回る場合は対象外となります。
5	新卒保育士について	既に保育補助者として雇用している職員が、令和7年度中に保育士試験に合格し、保育士証を交付された場合、対象となるか。	令和7年度中に新卒保育士として採用の内定を受ければ、対象となります。申請にあたっては「内定通知書」が必要になります。

6	貸付対象について	令和8年4月開所予定の認可保育所は貸付対象になるか。	キャリアパス要件を満たす予定であると所在する市町村が認めれば、対象となる可能性があります。事前に所在する保育担当課にご相談ください。
7	貸付対象について	認定こども園の場合、養成施設の実習受け入れ内容が幼稚園教諭の免許取得のための「教育実習」である場合があるが、申請可能か。	保育士の養成施設からの依頼であれば申請可能です。
8	所得税の取り扱いについて	新卒保育士に就職準備金を給付又は貸付けした結果、所得税や社会保険料の取り扱いはどうなるのか。 ●「給付」、「貸付」の違いについては募集要領4ページ参照	《所得税について》 新卒保育士が、本資金を返還することが不要になった時点（※）で、「給与所得」に該当し所得税が発生するため、源泉徴収が必要となります。 《社会保険料について》 新卒保育士が、被保険者の資格取得期間中に本資金を返還することが不要になった時点（※）で、「標準賞与額」の対象となるため、「賞与支払届」より届出をする必要があります。 ※返還が不要になった時点とは、下記のとおりです。 「給付」の場合…新卒保育士へ資金を交付した時点 「貸付」の場合…一定期間保育士として就業し、返還免除が決定した時点
9	貸付コースについて	貸付のコース（20万円コース・30万円コース）は、法人内で統一する必要があるか。	新卒保育士ごとに希望のコースを選ぶことも、法人単位や施設単位でいずれかのコースのみとすることも可能です。

令和7年10月